年　　月　　日

　(宛先)新潟市長

新潟市バス運転士移住特別支援金交付申請書兼実績報告書

新潟市バス運転士移住特別支援金交付要綱第８条の規定に基づき、バス運転士移住支援金の交付を申請するとともに、実績を報告します。

１　申請者欄

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | 生年月日 | |
| 氏名 |  | 年　　月　　日 | |
| 住所 | 〒 | 大型第二種運転免許取得年月日 | |
| 年　　月　　日 | |
| メール  アドレス |  | 電話  番号 |  |

２　交付申請額・実績報告額　　　　　　　　　　　　　円

３　バス運転士移住支援金の内容(該当するものに〇を付けてください)

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 単身・世帯 | Ａ.単身 | Ｂ.世帯 | Ｂ.世帯の場合は同時に移住した家族の人数  (１の申請者は含まない) | 人 |

４　各種確認事項(該当するものに〇を付けてください)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 別紙１「バス運転士移住支援金に関する誓約事項」に記載された内容について | Ａ．誓約する | Ｂ．誓約しない |
| 別紙２「バス運転士移住支援金に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について | Ａ．同意する | Ｂ．同意しない |
| 申請日から５年以上継続して、本市に居住し、かつ就業を継続する意思について | Ａ．意思がある | Ｂ．意思がない |
| （２人以上の世帯の場合は世帯員全てが）  暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないことについて | Ａ．関係を有するものではない | Ｂ．関係を有している |
| 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 | Ａ．３親等以内の親族に該当しない | Ｂ．３親等以内の親族に該当する |

※各種確認事項のＢに〇を付けた場合は、バス運転士移住支援金の支給対象となりません。

５　転出元の住所

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 | 〒 |

６　バス運転士移住支援金の振込口座

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 銀行・信用金庫・信用組合・農業協同組合・その他 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支店  本店 | | | | | | | | | | 預金種別 | | | | | | 普通(総合)　・　当座　・　貯蓄 | | | | | | | |
| 口座番号 |  | | |  | | |  | | | |  | | |  | | | |  | | |  | |  |
| フリガナ |  |  |  |  |  |  |  |  |  | |  |  |  |  |  | |  |  |  |  |  |  | |
| 口座名義人 |  | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

※バス運転士移住支援金の申請者と口座名義人が異なる場合は別途委任状が必要です。

７　申請者と一緒に転入した家族等の情報

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名　前 | 年　齢 | 住　所 |
|  | 歳 |  |
|  | 歳 |  |
|  | 歳 |  |
|  | 歳 |  |

８　添付書類

　　　【必要な書類等】

　　　□　①様式１別紙１（誓約事項）、様式１別紙２（個人情報取扱）

　　　□　②就業先企業等の就業証明書（別記様式第２号）

　　　□　③移住元の住民票除票の写し（世帯で申請する場合は世帯員全員分）

　　　□　④振込先口座が確認できる預金通帳の写し

　　　□　⑤運転免許証の写し

　　□　⑥新潟市制度用の納税証明書（申請年の１月１日時点で本市に転入している者に限る。）

（様式１別紙１）

バス運転士移住支援金に関する誓約事項

１　バス運転士移住支援金に関する報告及び立入調査について、新潟市から報告及び立入調査を求められた場合には、それに応じます。

２　バス運転士移住支援金の居住地等に係る要件をチェックするため、必要に応じて住民基本台帳等その他関係書類を確認することに同意します。

３　以下の場合には、新潟市バス運転士移住特別支援金交付要綱第１０条の規定に基づき、速やかに新潟市に報告し、バス運転士移住支援金の全額を返還します。

（１）バス運転士移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容で申請したことが判明した場合

（２）バス運転士移住支援金の申請日から３年未満に、新潟市から転出した場合

（３）バス運転士移住支援金の申請日から３年未満に、移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

４　以下の場合には、新潟市バス運転士移住特別支援金交付要綱第１１条の規定に基づき、速やかに新潟市に報告し、バス運転士移住支援金の半額を返還します。

（１）バス運転士移住支援金の申請日から３年以上５年未満に、新潟市から転出した場合

（２）バス運転士移住支援金の申請日から３年以上５年未満に、移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【署名欄】

　　　　　年　　月　　日

　申請者氏名

（様式１別紙２）

バス運転士移住支援金に係る個人情報の取扱い

　新潟市は、バス運転士移住支援金の実施に際して得た個人情報について、新潟市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、バス運転士移住支援金の実施のために利用します。

　また、新潟市は、当該個人情報について、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。